

津市嘱託職員の取扱いに関する要綱

平成18年1月1日訓第147号

改正 平成20年5月30日訓第49号
平成22年2月5日訓第4号
平成22年6月30日訓第46号
平成23年2月28日訓第8号
平成24年3月31日訓第29号
平成25年9月30日訓第47号
平成27年3月27日訓第12号
平成28年3月29日訓第20号
平成29年3月10日訓第7号
平成29年12月26日訓第83号
平成30年3月9日訓第6号
平成31年2月27日訓第5号
令和2年3月31日訓第21号
令和3年2月9日訓第3号
令和5年2月16日訓第6号
令和6年3月21日訓第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘱託職員に係る任用及び給与その他の勤務条件等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「嘱託職員」とは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において合併前又は解散前の次に掲げる規程の適用を受けていた職員で、引き続き当該施行日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により任用される一般職に属するものをいう。

- (1) 久居市嘱託職員の取扱いに関する規程（昭和63年久居市規程第7号）
- (2) 久居市教育委員会嘱託職員の取扱いに関する規程（平成7年久居市教育委員会規程第1号）

(職務)

第3条 嘱託職員は、あらかじめ命じられた専門的な業務等を行うものとする。
(任用の期間等)

第4条 嘱託職員の任用の期間は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、業務の都合により特に必要があると認めるときは、1年の範囲内において更新することができる。

2 嘱託職員については、いかなる場合においても新たな者をその任用の対象としない。

3 嘱託職員は、年齢60歳に達したときは、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、施行日において年齢が60歳を超えている嘱託職員及び平成18年3月31日までに年齢が61歳に達する嘱託職員については、同日に退職するものとする。

(給与)

第5条 嘱託職員の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

2 嘱託職員の給与の支給日及び支給方法は、津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)別表第1及び別表第2の適用を受ける職員(以下「正規職員」という。)の例による。

3 嘱託職員には、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するものとし、月額をもって定める。

4 嘱託職員には、嘱託職給料表(別表)を適用する。

5 前条第1項ただし書の規定により嘱託職員の任用の期間が更新された場合においては、当該嘱託職員の勤務成績に応じて昇給させることができる。

6 前項の規定による昇給の基準については、正規職員の例による。

(旅費)

第6条 嘱託職員の旅費については、正規職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第7条 嘱託職員の勤務時間その他の勤務条件については、この要綱に定めるものを除くほか、正規職員の例による。

(服務並びに分限及び懲戒)

第8条 嘱託職員の服務並びに分限及び懲戒については、正規職員の例による。

(福利及び厚生)

第9条 嘱託職員の福利及び厚生については、正規職員の例による。

(公務災害補償)

第10条 嘱託職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(被服の貸与)

第11条 嘱託職員の被服の貸与については、正規職員の例による。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額
の支給に関する特例)

2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における嘱託職員
に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100
分の1.59を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(この訓の失効)

3 この訓は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成20年5月30日訓第49号)

この訓は、平成20年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年2月5日訓第4号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日訓第46号)

この訓は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月28日訓第8号)

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月31日訓第29号)

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日訓第47号)

この訓は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日訓第12号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓第20号)

1 この訓は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、平成28年3月30日から施行する。

2 平成28年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成29年3月10日訓第7号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日訓第83号）

1 この訓は、平成30年1月1日から施行する。

2 この訓の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた嘱託職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

嘱託職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	新号給
1	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
2	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12月以上	9
3	3月未満	9
	3月以上6月未満	10
	6月以上9月未満	11
	9月以上12月未満	12

	1 2 月以上	13
4	3 月未滿	13
	3 月以上 6 月未滿	14
	6 月以上 9 月未滿	15
	9 月以上 1 2 月未滿	16
	1 2 月以上	17
5	3 月未滿	17
	3 月以上 6 月未滿	18
	6 月以上 9 月未滿	19
	9 月以上 1 2 月未滿	20
	1 2 月以上	21
6	3 月未滿	21
	3 月以上 6 月未滿	22
	6 月以上 9 月未滿	23
	9 月以上 1 2 月未滿	24
	1 2 月以上	25
7	3 月未滿	25
	3 月以上 6 月未滿	26
	6 月以上 9 月未滿	27
	9 月以上 1 2 月未滿	28
	1 2 月以上	29
8	3 月未滿	29
	3 月以上 6 月未滿	29
	6 月以上 9 月未滿	30
	9 月以上 1 2 月未滿	30
	1 2 月以上	31
9	3 月未滿	31
	3 月以上 6 月未滿	31
	6 月以上 9 月未滿	32
	9 月以上 1 2 月未滿	32
	1 2 月以上	33
10	3 月未滿	33

	3 月以上 6 月未滿	33
	6 月以上 9 月未滿	33
	9 月以上 1 2 月未滿	33
	1 2 月以上	34
11	3 月未滿	34
	3 月以上 6 月未滿	34
	6 月以上 9 月未滿	34
	9 月以上 1 2 月未滿	34
	1 2 月以上	35
12	3 月未滿	35
	3 月以上 6 月未滿	35
	6 月以上 9 月未滿	36
	9 月以上 1 2 月未滿	36
	1 2 月以上	37
13	3 月未滿	37
	3 月以上 6 月未滿	37
	6 月以上 9 月未滿	37
	9 月以上 1 2 月未滿	37
	1 2 月以上	38
14	3 月未滿	38
	3 月以上 6 月未滿	38
	6 月以上 9 月未滿	38
	9 月以上 1 2 月未滿	38
	1 2 月以上	39
15	3 月未滿	39
	3 月以上 6 月未滿	39
	6 月以上 9 月未滿	40
	9 月以上 1 2 月未滿	40
	1 2 月以上	41
16	3 月未滿	41
	3 月以上 6 月未滿	42
	6 月以上 9 月未滿	43

	9 月以上 1 2 月未満	44
	1 2 月以上	45
17	3 月未満	45
	3 月以上 6 月未満	46
	6 月以上 9 月未満	47
	9 月以上 1 2 月未満	48
	1 2 月以上	49
18	3 月未満	49
	3 月以上 6 月未満	50
	6 月以上 9 月未満	51
	9 月以上 1 2 月未満	52
	1 2 月以上	53
19	3 月未満	53
	3 月以上 6 月未満	54
	6 月以上 9 月未満	55
	9 月以上 1 2 月未満	56
	1 2 月以上	57
20	3 月未満	57
	3 月以上 6 月未満	58
	6 月以上 9 月未満	59
	9 月以上 1 2 月未満	60
	1 2 月以上	61
21	3 月未満	61
	3 月以上 6 月未満	62
	6 月以上 9 月未満	63
	9 月以上 1 2 月未満	64
	1 2 月以上	65
22	3 月未満	65
	3 月以上 6 月未満	66
	6 月以上 9 月未満	67
	9 月以上 1 2 月未満	68
	1 2 月以上	69

23	3 月未滿	69
	3 月以上 6 月未滿	70
	6 月以上 9 月未滿	71
	9 月以上 1 2 月未滿	72
	1 2 月以上	73
24	3 月未滿	73
	3 月以上 6 月未滿	74
	6 月以上 9 月未滿	75
	9 月以上 1 2 月未滿	76
	1 2 月以上	77
25	3 月未滿	77
	3 月以上 6 月未滿	78
	6 月以上 9 月未滿	79
	9 月以上 1 2 月未滿	80
	1 2 月以上	81
26	3 月未滿	81
	3 月以上 6 月未滿	82
	6 月以上 9 月未滿	83
	9 月以上 1 2 月未滿	84
	1 2 月以上	85
27	3 月未滿	85
	3 月以上 6 月未滿	86
	6 月以上 9 月未滿	87
	9 月以上 1 2 月未滿	88
	1 2 月以上	89
28	3 月未滿	89
	3 月以上 6 月未滿	90
	6 月以上 9 月未滿	91
	9 月以上 1 2 月未滿	92
	1 2 月以上	93
29	3 月未滿	93
	3 月以上 6 月未滿	94

	6 月以上 9 月未滿	95
	9 月以上 1 2 月未滿	96
	1 2 月以上	97
30	3 月未滿	97
	3 月以上 6 月未滿	98
	6 月以上 9 月未滿	99
	9 月以上 1 2 月未滿	100
	1 2 月以上	101
31	3 月未滿	101
	3 月以上 6 月未滿	102
	6 月以上 9 月未滿	103
	9 月以上 1 2 月未滿	104
	1 2 月以上	105
32	3 月未滿	105
	3 月以上 6 月未滿	106
	6 月以上 9 月未滿	107
	9 月以上 1 2 月未滿	108
	1 2 月以上	109
33	3 月未滿	109
	3 月以上 6 月未滿	110
	6 月以上 9 月未滿	111
	9 月以上 1 2 月未滿	112
	1 2 月以上	113
34	3 月未滿	113
	3 月以上 6 月未滿	114
	6 月以上 9 月未滿	115
	9 月以上 1 2 月未滿	116
	1 2 月以上	117
35	3 月未滿	117
	3 月以上 6 月未滿	118
	6 月以上 9 月未滿	119
	9 月以上 1 2 月未滿	120

	1 2 月以上	121
36	3 月未満	121
	3 月以上 6 月未満	121
	6 月以上 9 月未満	121
	9 月以上 1 2 月未満	121
	1 2 月以上	121

嘱託職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	職務の級	
		1 級	2 級
1	3 月未満		1
	3 月以上 6 月未満		1
	6 月以上 9 月未満		1
	9 月以上 1 2 月未満		1
	1 2 月以上		1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3
	9 月以上 1 2 月未満	4	4
	1 2 月以上	5	5
3	3 月未満	5	5
	3 月以上 6 月未満	6	6
	6 月以上 9 月未満	7	7
	9 月以上 1 2 月未満	8	8
	1 2 月以上	9	9
4	3 月未満	9	9
	3 月以上 6 月未満	10	10
	6 月以上 9 月未満	11	11
	9 月以上 1 2 月未満	12	12
	1 2 月以上	13	13
5	3 月未満	13	13
	3 月以上 6 月未満	14	14
	6 月以上 9 月未満	15	15

	9 月以上 1 2 月未満	16	16
	1 2 月以上	17	17
6	3 月未満	17	17
	3 月以上 6 月未満	18	18
	6 月以上 9 月未満	19	19
	9 月以上 1 2 月未満	20	20
	1 2 月以上	21	21
7	3 月未満	21	21
	3 月以上 6 月未満	22	22
	6 月以上 9 月未満	23	23
	9 月以上 1 2 月未満	24	24
	1 2 月以上	25	25
8	3 月未満	25	25
	3 月以上 6 月未満	26	26
	6 月以上 9 月未満	27	27
	9 月以上 1 2 月未満	28	28
	1 2 月以上	29	29
9	3 月未満	29	29
	3 月以上 6 月未満	30	30
	6 月以上 9 月未満	31	31
	9 月以上 1 2 月未満	32	32
	1 2 月以上	33	33
10	3 月未満	33	33
	3 月以上 6 月未満	34	34
	6 月以上 9 月未満	35	35
	9 月以上 1 2 月未満	36	36
	1 2 月以上	37	37
11	3 月未満	37	37
	3 月以上 6 月未満	38	38
	6 月以上 9 月未満	39	39
	9 月以上 1 2 月未満	40	40
	1 2 月以上	41	41

12	3月未満	41	41
	3月以上6月未満	42	42
	6月以上9月未満	43	43
	9月以上12月未満	44	44
	12月以上	45	45
13	3月未満	45	45
	3月以上6月未満	46	46
	6月以上9月未満	47	47
	9月以上12月未満	48	48
	12月以上	49	49
14	3月未満	49	49
	3月以上6月未満	50	50
	6月以上9月未満	51	51
	9月以上12月未満	52	52
	12月以上	53	53
15	3月未満	53	53
	3月以上6月未満	54	54
	6月以上9月未満	55	55
	9月以上12月未満	56	56
	12月以上	57	57
16	3月未満	57	57
	3月以上6月未満	58	58
	6月以上9月未満	59	59
	9月以上12月未満	60	60
	12月以上	61	61
17	3月未満	61	61
	3月以上6月未満	62	62
	6月以上9月未満	63	63
	9月以上12月未満	64	64
	12月以上	65	65
18	3月未満	65	65
	3月以上6月未満	66	66

	6 月以上 9 月未滿	67	67
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68
	1 2 月以上	69	69
19	3 月未滿	69	69
	3 月以上 6 月未滿	70	70
	6 月以上 9 月未滿	71	71
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72
	1 2 月以上	73	73
20	3 月未滿	73	73
	3 月以上 6 月未滿	74	74
	6 月以上 9 月未滿	75	75
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76
	1 2 月以上	77	77
21	3 月未滿	77	77
	3 月以上 6 月未滿	78	78
	6 月以上 9 月未滿	79	79
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80
	1 2 月以上	81	81
22	3 月未滿	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84
	1 2 月以上	85	85
23	3 月未滿	85	85
	3 月以上 6 月未滿	86	86
	6 月以上 9 月未滿	87	87
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88
	1 2 月以上	89	89
24	3 月未滿	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92

	1 2 月以上	93	93
25	3 月未満	93	93
	3 月以上 6 月未満	94	94
	6 月以上 9 月未満	95	95
	9 月以上 1 2 月未満	96	96
	1 2 月以上	97	97
26	3 月未満	97	97
	3 月以上 6 月未満	98	98
	6 月以上 9 月未満	99	99
	9 月以上 1 2 月未満	100	100
	1 2 月以上	101	101
27	3 月未満	101	101
	3 月以上 6 月未満	102	102
	6 月以上 9 月未満	103	103
	9 月以上 1 2 月未満	104	104
	1 2 月以上	105	105
28	3 月未満	105	105
	3 月以上 6 月未満	106	106
	6 月以上 9 月未満	107	107
	9 月以上 1 2 月未満	108	108
	1 2 月以上	109	109
29	3 月未満	109	109
	3 月以上 6 月未満	110	110
	6 月以上 9 月未満	111	111
	9 月以上 1 2 月未満	112	112
	1 2 月以上	113	113
30	3 月未満	113	113
	3 月以上 6 月未満	114	114
	6 月以上 9 月未満	115	115
	9 月以上 1 2 月未満	116	116
	1 2 月以上	117	117
31	3 月未満	117	117

	3 月以上 6 月未満	118	118
	6 月以上 9 月未満	119	119
	9 月以上 1 2 月未満	120	120
	1 2 月以上	121	121
32	3 月未満	121	121
	3 月以上 6 月未満	121	122
	6 月以上 9 月未満	121	123
	9 月以上 1 2 月未満	121	124
	1 2 月以上	121	125
33	3 月未満		125
	3 月以上 6 月未満		125
	6 月以上 9 月未満		125
	9 月以上 1 2 月未満		125
	1 2 月以上		125

附 則（平成 30 年 3 月 9 日訓第 6 号）

この訓は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 27 日訓第 5 号）

この訓は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓第 21 号）

この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 9 日訓第 3 号）

この訓は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 16 日訓第 6 号）

この訓は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日訓第 11 号）

この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 嘱託職給料表（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400

30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500

62	235, 200
63	235, 800
64	236, 300
65	236, 800
66	237, 300
67	237, 800
68	238, 400
69	238, 900
70	239, 400
71	239, 900
72	240, 400
73	240, 900
74	241, 400
75	241, 800
76	242, 300
77	242, 800
78	243, 300
79	243, 800
80	244, 300
81	244, 700
82	245, 200
83	245, 600
84	246, 000
85	246, 400
86	246, 800
87	247, 200
88	247, 600
89	248, 000
90	248, 700
91	249, 400
92	250, 100
93	250, 900

94	251,600
95	252,300
96	253,000
97	253,800
98	254,500
99	255,200
100	255,900
101	256,700
102	257,400
103	258,100
104	258,800
105	259,600
106	260,300
107	261,000
108	261,700
109	262,500
110	263,200
111	263,900
112	264,600
113	265,400
114	266,100
115	266,800
116	267,500
117	268,300
118	269,000
119	269,700
120	270,400
121	271,200